

## 随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	牛津川右岸堤防外設計
業務概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 藤本 幸司 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
契約年月日	令和 元年11月15日
契約業者名	三井共同建設コンサルタント(株)
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東2-14-1
契約金額	15,334,000円(税込み)
予定価格	15,884,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
業務場所	佐賀県小城市
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間(自)	令和 元年11月15日
履行期間(至)	令和 2年 3月27日
備考	入札情報サービス(PPI) ( <a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx</a> ) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

## 随意契約理由書

1. 件名： 牛津川右岸堤防外設計
2. 履行場所： 佐賀県小城市
3. 随意契約の相手方： 名称 三井共同建設コンサルタント(株)九州支社  
住所 福岡市博多区博多駅東2-14-1  
電話 092-441-3872
4. 随意契約適用法令： 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令102条の4第3号

### 5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

#### 1) 当該業務の目的

本件は、令和元年8月28日に発生した洪水により、牛津川において堤防越水が生じ、浸水被害が発生した。この対策のため、下流の河道拡幅を早急に行う必要があるため、牛津川右岸7k000付近の堤防等の設計を行うものである。

#### 2) 当該業務の内容

堤防設計・・・1式

#### 3) 随意契約に付する理由

本件は令和元年8月28日に発生した洪水により、牛津川において堤防越水が生じたため、下流の河道拡幅を早急に行う必要があるが、その河道拡幅に伴う堤防の幅を検討するため、緊急に堤防設計を実施することが不可欠である。

三井共同建設コンサルタント(株)九州支社は、武雄河川事務所が管理する直轄区間等において発生した災害対策の業務に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に関する「災害等応急対策コンサルタント業務「設計・地質調査」に関する基本協定」を締結しており、本件の履行にあたって知識、経験、技術力を十分有しているものと判断できる。

以上のことから本件を円滑に遂行するためには三井共同建設コンサルタント(株)九州支社が唯一の契約相手と判断するものである。

このため本件は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号により、三井共同建設コンサルタント(株)九州支社と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)  
武雄河川事務所 工務課長